

医療機関に記入を  
お願いしてください

# 登校許可証明書

千葉県立若松高等学校

年 組 番

氏 名

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、他への感染のおそれはないと思われるため、登校してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登校可

## 記

該当欄に○	疾患名(「疑い」含む)	出席停止期間の基準※以下の基準に基づき、医師が判断する
	麻 し ん(はしか)	解熱後、3日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風 し ん	発疹が消失するまで
	水 痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	結 核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	ウイルス性肝炎(A型)	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
	ヘルパンギーナ	全身状態の安定した者は登校可能
	手足口病	全身状態の安定した者は登校可能
	伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症(	

※学校生活での注意事項等

( )

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印